

けんぽQ & A

Series78

Q 「柔道整復師」と「あはき療養費」について教えてください。

A 柔道整復師及びあはき療養費について

1. 「柔道整復師」とは・・・

「柔道整復師」とは、打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼などの疾病でケガをした場合、手術や薬を使用せず、「柔道整復術」で治す手法です。

患者は、健康保険を使用でき、負担割合（3割・2割等）の支払いで済みます。

※注意事項としては、医療機関（整形外科等）と同時に治療することはできません。

その場合は、柔道整復師では健康保険は利用できず、患者が全額負担することとなります。

2. 「あはき療養費」とは・・・

「あはき療養費」とは、あん摩マッサージ・はり・きゅうの療養費で、接骨院・整骨院等が併行し施術していることが多いです。

あんまマッサージの施術については、筋痙攣・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要としているものに対して支給対象となります。

はり・きゅうの施術については、「神経痛」・「リウマチ」・「頸腕症候群」・「五十肩」・「腰痛症」・「頸椎捻挫後遺症」の6疾病、及び6疾病以外の疾病であって慢性的な疼痛を主症とし医師による適当な治療手段のないものに対して支給対象となります。

※注意事項としては、6疾病については、医師の同意を受けて施術した場合は療養費の支給対象としても差し支えないとされていて、6疾病以外の慢性的な疼痛を主症とする疾病については、医師による適当な治療手段のないものであるかを個別に判断し支給の適否を決定することとなります。